

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

		資料番号	3	担当課	港湾海岸課
法令名	港湾法	根拠条項	第44条の2	不利益処分の種類	入港料の徴収
<p>港湾法施行令 (入港料を徴収されない船舶) 第十六条 法第四十四条の二第一項但書の政令で定める船舶は、左の各号に掲げるものとする。 一 航海訓練に従事する船舶 二 漁業練習又は漁業調査に従事する船舶 三 航路標識の管理に従事する船舶 四 水路の測量に従事する船舶 五 学術研究に従事する船舶 六 海外からの日本国民の集団的引揚輸送に従事する船舶</p> <p>港湾法 (入港料) 第四十四条の二 港湾管理者は、当該港湾に入港する船舶から、当該港湾の利用につき入港料を徴収することができる。ただし、警備救難に従事する船舶、海象又は気象の観測に従事する船舶、漁業監視船その他政令で定める船舶については、入港料を徴収することができない。 2 政令で定める重要港湾の港湾管理者は、前項の入港料を徴収しようとするときは、料率を定めて、運輸大臣の認可を受けなければならない。その料率を変更しようとするときも同様である。 3 前条第一項、第三項及び第四項の規定は、前項の港湾管理者以外の港湾管理者が徴収する入港料に、前条第五項の規定は、港務局が徴収する入港料に関して準用する。</p>					